

所有者不明土地等への対策に関する今年度の国の動向

	第3回“ふじのくに”規制改革会議での報告	今年度の動向
所有者不明農地	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相続登記がなされず持ち主がはっきりしない農地の賃貸を促すため、農地バンクに利用権を設定できる期間の上限を現行の5年から20年にのばす改正案を国が通常国会に提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律」が前回国会で可決成立した。(平成30年5月18日公布)</li> </ul> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃貸借期間を「5年」から「20年」に延長</li> <li>・農業委員会による不明者の探索を、一定の範囲に限定</li> </ul>
所有者不明土地	<p>【意見交換】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所有者不明土地に関する特別措置法を通常国会に提出し、2018年夏の施行を目指している。</li> </ul> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、河川等の公共事業→収用委員会の審理を経ずに知事が裁定できる。</li> <li>・収用制度の対象とならない公共的事業の対応→事業者が所有者不明土地を活用したい場合、知事が10年間の土地利用権を与える</li> </ul>	<p>「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が前回国会で可決成立した。(6月13日公布)</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 所有者不明土地を円滑に利用する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地収用法の事業認定を受けた事業について、<u>収用委員会に代わり、知事が補償額等を裁定</u>（審理手続きを省略）</li> <li>・市町村や民間企業、NPOなどが不明地を公共目的で利用したい場合、<u>都道府県知事による裁定を経て、最長10年間利用権を取得</u>できる。</li> </ul> <p>(2) 所有者の探索を合理化する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者検索のために必要な公的情報（<u>固定資産税台帳、地籍調査票等</u>）について行政機関が利用できる。</li> </ul> <p>(3) 所有者不明土地を適切に管理する仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体の長等が家庭裁判所に対し、財産管理人の選任等を請求可能にする制度を創設</li> </ul>

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">空き家</p>	<p><b>【報告事項】</b>          既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを国が導入を検討。</p>	<p>「建築基準法の一部を改正する法律」が本国会で可決成立した。(6月27日公布)</p> <p><b>【内容】</b></p> <p>(1) 戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・戸建住宅等を福祉施設等とする場合に、避難措置を講じることを前提に、<u>耐火建築物等とすることを不要とする</u></li> <li>・用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し (<u>不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し</u>)</li> </ul> <p>(2) 大規模な建築物等に係る制限の合理化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存不適格建築物を用途変更する場合に、<u>段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入</u>。</li> <li>・新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。</li> </ul>
--	---	---